

北本市危険ブロック塀等除却事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、危険ブロック塀等の全部又は一部の除却（以下「除却」という。）を行う者に対し、その経費の一部を予算の範囲内で補助することにより、危険ブロック塀等の除却を促進し、もって危険ブロック塀等の倒壊による事故を未然に防止するとともに、通行人の安全の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ブロック塀等 コンクリートブロック造、石造その他の組積造又は組立式コンクリート造の塀又は門柱をいう。
- (2) 公衆用道路等 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項の道路（同条第2項の規定により道路とみなされた道又は法第43条第2項第1号の規定により認められた建築物に接する道等を含む。）をいう。
- (3) 危険ブロック塀等 公衆用道路等に面したブロック塀等で、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第61条又は第62条の8の規定に適合しないもの
 - イ 公衆用道路等からの高さが0.8メートル以上で劣化又は損傷があり、通行人の安全を確保するために除却する必要があると市長が認めるもの

- (4) 市内施工業者 市内に事務所又は事業所を有する者

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、市内に存する危険ブロック塀等の除却を行う事業で、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 市内施工業者に危険ブロック塀等の除却を委託すること。
- (2) 危険ブロック塀等の除却の工事は、第9条の規定による通知を受

けてから着手するものとし、当該危険ブロック塀等の除却により、その敷地内に危険ブロック塀等がなくなること。

- (3) 危険ブロック塀等の一部を除却するときは、残存するブロック塀等が次のア又はイのいずれかに該当すること。

ア 法及び令に定める構造基準等に適合していること。

イ 公衆用道路等からの高さが0.6メートル以下となること。

- (4) 危険ブロック塀等を除却した後に、再びブロック塀等を築造するときは前号ア又はイに適合するものとし、その他の塀等を築造するときは安全なものとする。

- (5) 前号のブロック塀等又はその他の塀等を築造するときは、第13条の規定による通知を受けてから着手すること。

- (6) 公衆用道路等の区域（法第42条第2項の規定により道路の境界線とみなされた範囲を含む。以下同じ。）内に存する危険ブロック塀等、ブロック塀等又はその他の塀等の全部を除却するものとし、再びブロック塀等又はその他の塀等の築造を行わないこと。

- (7) 危険ブロック塀等が設置されている敷地に建築物があるときは、当該建築物が建築確認に基づき着工したものであること。

- (8) 敷地又は建築物の販売等の営利を目的としたものでないこと。

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、危険ブロック塀等の除却に要する費用とする。

（補助対象者）

第5条 補助金の交付を受けることができる者は、危険ブロック塀等が設置されている敷地又は当該敷地に存する建築物の所有者（以下「所有者」という。）又は管理者（以下「管理者」という。）であって、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 市税等の滞納がないこと。

- (2) 所有者が複数いる場合又は管理者が申請を行う場合は、所有者全員の同意を得ていること。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、次の各号に掲げる額のうち、いずれか少ない額

(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、15万円を上限とする。

(1) 除却する面積(公衆用道路等の区域から1メートルの範囲までの見付面積(鉄製格子、門扉その他これらに類する附属物の部分の面積を除く。))とし、その面積に1平方メートル未満の端数があるときは、これを切り捨てた面積)に、1平方メートル当たり5,000円を乗じて得た額

(2) 補助対象経費の額(消費税及び地方消費税の額を除く。)
(補助金を受けることができる回数)

第7条 補助を受けることができる回数は、敷地に対し、原則として1回限りとする。

(交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、北本市危険ブロック塀等除却事業補助金交付申請書(様式第1号)に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 付近見取図、配置図、見付図、除却面積計算書及び除却前の写真
- (2) 受給資格の確認に同意する書類
- (3) 補助対象事業に要する費用の見積書の写し

2 前項の申請書には、前項各号に掲げる書類のほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 除却後にブロック塀等又はその他の塀等を築造する場合 築造する塀等に係る計画図
- (2) 危険ブロック塀等が設置されている敷地に建築物がある場合 当該建築物に係る建築確認済証の写し
- (3) 所有者が複数いる場合又は管理者が申請を行う場合 補助対象事業の実施について所有者全員の同意を得ていることを証する書類
(交付決定)

第9条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、北本市危険ブロック塀等除却事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものと

する。

（補助対象事業の計画変更等）

第 10 条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該交付決定に係る補助対象事業の内容を変更しようとするときは、北本市危険ブロック塀等除却事業変更申請書（様式第 3 号）に変更内容が確認できる書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、市長が認める軽微な変更にあつては、この限りでない。

（中止の届出）

第 11 条 交付決定者は、補助対象事業を中止するときは、速やかに北本市危険ブロック塀等除却事業中止届出書（様式第 4 号）を市長に提出しなければならない。

（完了報告）

第 12 条 交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに北本市危険ブロック塀等除却事業完了報告書（様式第 5 号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(1) 除却後の写真

(2) 補助対象事業の実施に係る契約書及び領収書の写し

2 前項の規定による報告の期限は、補助金の交付の決定があつた日の属する年度の 1 月 31 日までとする。

（補助金の額の確定）

第 13 条 市長は、前条第 1 項の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、及び必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、北本市危険ブロック塀等除却事業補助金額確定通知書（様式第 6 号）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第 14 条 交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、北本市危険ブロック塀等除却事業補助金交付請求書（様式第 7 号）に前条に規定する通知書の写しを添えて、市長に請求しなければならない。

2 前項の規定による請求の期限は、前条の規定による通知を受けた日

から起算して３０日を経過する日又は当該通知をした日の属する年度の３月１０日のいずれか早い日までとする。

（補助金の交付）

第１５条 市長は、前条第１項の規定による請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第１６条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。

(2) この告示の規定に違反したとき。

２ 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（委任）

第１７条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

１ この告示は、平成３０年１０月１日から施行する。

２ この告示は、平成３４年３月３１日限り、その効力を失う。